

令和3年1月14日

不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則の

一部改正に関する意見募集の実施について

I 改正等の目的

令和3年3月31日以後終了する事業年度から改正企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が適用されることを踏まえ、不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則について、同会計基準その他の基準との整合性を図ることを目的として、同規則の一部改正を行う。

II 募集期間

令和3年1月14日（木）より令和3年2月15日（月）（午後5時）まで

III 主な改正等の内容

- (1) 礼金、敷金について、性質に応じて対応する期間にわたり収益として計上する方法を追加

(第20条の改正)

- (2) 修繕費用の計上方法として、従前、規定されていた費用未確定の場合について削除

(第22条の改正)

- (3) フリーレント等の賃料の調整と考えられるものについて、その性質に応じて、賃料収入として対応する計算期間に計上する旨を新設

(規則第29条の2の新設)

(4) 不動産投信信託においてフリーレント等の計上方法を新設した規定の不動産
投資法人への準用

(規則第 44 条の改正)

IV 施行の時期

令和 3 年 3 月 31 日から実施する。

V 今後の予定等

本件に寄せられた意見に対する修正事項等の検討を行い、令和 3 年 3 月開催予定
の自主規制委員会及び理事会にて規則の一部改正を審議することを目標とする。

以 上